

国民体育大会「ふるさと選手制度」の手続き等について(必読)

1. 「ふるさと選手制度」の手続きについて

1) 県外の大学生及び社会人の場合で卒業中学校及び卒業高等学校の都道府県から参加する場合は手続き(登録又は申請)が必要になる。

※卒業校のみが対象となる。(卒業していない場合は対象外)

※水泳競技においては、成年種別の大学生は居住地の県内外に関わらずふるさと選手制度活用による参加となる。

2) 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の手続きが必要になる。

3) 一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

2. 手続きの書類について

①「ふるさと選手制度」を初めて活用する場合は、送付したふるさと登録届(様式1-A)を高知県体育協会と県競技団体に提出しなければならない。

②一度、様式1-Aにより登録した「ふるさと選手」が、連続して国体に出場する場合は、ふるさと選手制度使用申請届(様式1-B)を高知県体育協会と県競技団体に提出しなければならない。

※書類作成にあたっては、正確に記入・確認のうえ必ず押印して提出すること

3. 提出期日について

競技団体は、**国体県予選大会開催までに**高知県体育協会にふるさと登録届(様式1-A)又はふるさと選手制度使用申請届(様式1-B)を提出しなければならない。